

立 命 館 大 学 学 則

[2017 (平成29) 年4月1日施行]

2017 (平成29) 年3月

学 校 法 人 立 命 館

立命館大学学則

昭和26年2月23日

規程第17号

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本大学は、建学の精神と教学理念にもとづき、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努め、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献することを目的とする。

2 各学部の教育研究上の目的は、各学部則で定める。

(自己点検・評価等)

第2条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況を把握し、適切な事項について必要な体制をとり、教育研究の改善に努める。

(情報公開)

第3条 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公開する。

第2節 教育組織

(学部および学科等)

第4条 本大学に、次の学部、学科および専攻を置く。

法学部

法学科

経済学部

経済学科

経営学部

経営学科

国際経営学科

産業社会学部

現代社会学科

現代社会専攻

メディア社会専攻

スポーツ社会専攻

人間福祉専攻

子ども社会専攻

文学部

人文学科

理工学部

数理科学科

物理科学科

電気電子工学科

電子情報工学科

機械工学科

ロボティクス学科

都市システム工学科

環境システム工学科

建築都市デザイン学科

国際関係学部

国際関係学科

政策科学部

政策科学科

情報理工学部

情報理工学科

映像学部

映像学科

薬学部

薬学科

創薬科学科

生命科学部

応用化学科

生物工学科

生命情報学科
 生命医科学科
 スポーツ健康科学部
 スポーツ健康科学科
 総合心理学部
 総合心理学科

(入学定員および収容定員)

第5条 本大学の入学定員、編入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
法学部	法学科	790		3,160
経済学部	経済学科	795		3,180
経営学部	経営学科	675		2,700
	国際経営学科	150		600
	計	825		3,300
産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻 メディア社会 専攻 スポーツ社会 専攻 人間福祉専攻	840	3,360
		子ども社会専攻	60	240
		計	900	3,600
文学部	人文学科	980		3,920
理工学部	電気電子工学科	154	12	640
	機械工学科	173	10	712
	都市システム工学科	91	2	368
	環境システム工学科	75	2	304
	ロボティクス学科	90	6	372

	数理科学科	97		388
	物理科学科	86	2	348
	電子情報工学科	102	8	424
	建築都市デザイン学科	91	4	372
	計	959	46	3,928
国際関係学部	国際関係学科	335		1,340
政策科学部	政策科学科	410		1,640
情報理工学部	情報理工学科	475	40	1,980
映像学部	映像学科	160		640
薬学部	薬学科	100		600
	創薬科学科	60		240
	計	160		840
生命科学部	応用化学科	111		444
	生物工学科	86		344
	生命情報学科	64		256
	生命医科学科	64		256
	計	325		1,300
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	235		940
総合心理学部	総合心理学科	280		1,120
合計		7,629	86	30,888

(大学院)

第6条 本大学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、この学則に定める他、立命館大学大学院学則に定める。

第7条 削除

(附属施設および機関)

第8条 本大学に、研究所、図書館、共通教育推進機構、教育開発推進機構、言語教育推進機構、国際教育推進機構、教職教育推進機構、保健センター、心理・教育相談センターその他の附属施設および機関を置く。

2 各附属施設および機関に関する事項は、各規程に定める。

第3節 教職員組織

(役職)

第9条 本大学に、学長、副学長および学長補佐を置く。

- 2 各学部に、学部長、副学部長および学生主事を置く。
- 3 各研究科に、研究科長を置く。
- 4 学部および研究科は、必要に応じて、前2項以外の役職者を置くことができる。

(教職員)

第10条 本大学に、教授、准教授、講師、助教およびその他の職員を置く。

- 2 教職員に関する事項は、別に定める。

(学長)

第11条 学長は、学校法人立命館総長がこれを兼ねる。

- 2 学長は、本大学を代表し、教育研究に関する事項を統括する。

(副学長)

第11条の2 副学長は、複数名とし、1人は学長に事故あるとき、または学長が欠けたときに、その職務を代行する。

- 2 副学長は、学長が任命する。

(学長補佐)

第11条の3 学長補佐は、必要に応じキャンパスに置く。

- 2 学長補佐は、当該キャンパスを代表する対外業務および地域連携に関する職務を分掌する。
- 3 学長補佐は、学長が任命する。

第4節 教授会および大学協議会等

(教授会)

第12条 本大学の各学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、当該の学部に属する次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 専任講師

- 3 教授会は、必要に応じて、前項にかかげる以外の教職員を出席させることができる。
- 4 教授会は、学部長が必要と認めるとき、または構成員の3分の1以上の要求があったとき、学部長がこれを招集してその議長となる。学部長に支障があるときは、その指名によ

り他の教授がこれを代行する。

- 5 学長は、必要と認めたとき、教授会の招集を要請し、または教授会に出席して発言することができる。
- 6 教授会は、次の事項を審議し、学長に対して意見を述べる。
 - (1) 学部の学科および専攻の新設、増設、廃止、変更に関する事項
 - (2) 学則および学部諸規程の制定、改廃に関する事項
 - (3) 教員の人事に関する事項
 - (4) 学科課程、授業および学力考査に関する事項
 - (5) 学生の入学、卒業および学位の授与に関する事項
 - (6) 学生の補導に関する事項
 - (7) 学生の定数に関する事項
 - (8) 学校法人および大学の諸規程において、教授会の議を経ることを要すると定められた事項
- 7 教授会は、前項に規定するもののほか、学長および学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長および学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 8 学部長は、教授会の議決を執行し、学部を代表する。
- 9 この学則に定めるものの他、教授会の組織、運営等に関する事項は、各学部の教授会規程に定める。

(大学協議会)

第13条 本大学に、大学協議会（以下本条において「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 各学部長
 - (4) 各学部教授会から選出された1人
 - (5) 独立研究科の各研究科長
- 3 協議会は、学長がこれを招集してその議長となる。
- 4 協議会は、次の事項について協議する。
 - (1) 教学の基本方針に関する事項
 - (2) 大学の機構、組織および制度に関する事項
 - (3) 教員の人事に関する事項

- (4) 教学、教務に関する事項
 - (5) 本大学と学校法人立命館が設置するその他の学校との関係に関する事項
 - (6) その他、教学上の重要な事項
- 5 協議会は、教学、教務、補導、就職等に関する他の諸機関の審議、決定事項について、当該機関から報告を受け、またはこれに承認を与える。
- 6 この学則に定めるものの他、協議会の運営等に関する事項は、大学協議会規程に定める。
(教学委員会)

第13条の2 本大学に、教学委員会を置く。

- 2 教学委員会の組織および運営に関する事項は、立命館大学教学委員会規程に定める。
(補導会議)

第14条 本大学に、補導会議を置く。

- 2 補導会議は、学生の補導厚生に関する基本方針を協議決定する。
- 3 補導会議の組織および運営に関する事項は、立命館大学補導会議規程に定める。

第5節 学年、学期および休業日

(学年および学期)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年をふたつの学期に分け、前期および後期とする。

(1) 前期学期 4月1日から9月25日まで

(2) 後期学期 9月26日から3月31日まで

(休業日)

第16条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日のうち学長が定める日

(3) 創立記念日

(4) 夏期休暇

(5) 冬期休暇

(6) 春期休暇

- 2 各年度の休業日については、大学協議会の議を経て、学年のはじめまでに学長が定める。

- 3 学長が必要と認めたときは、大学協議会の議を経て、前2項の休業日を臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限および在学年限

(修業年限)

第17条 修業年限は、4年とする。ただし、薬学部薬学科にあつては、6年とする。

(在学年限)

第18条 在学年限は、8年とする。ただし、薬学部薬学科にあつては、12年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 第17条にかかわらず、社会人を対象とした入学制度により1年次に入学した学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、教授会の議を経て、学部長が在学年限を上限としてその計画的な履修を許可することがある。

第2節 入学

(入学の時期)

第20条 本大学の入学時期は、毎年4月とする。ただし、教授会の議を経て、学長が9月に入学を認めることがある。

(入学の資格)

第21条 本大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の

学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第22条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に第62条の2に定める入学検定料および立命館大学入学の出願および入学手続に関する規程（以下「入学の出願等に関する規程」という。）に定める書類を添えて願い出なければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学検定料を徴収しない。

(1) 大使館推薦または大学推薦による国費外国人留学生の場合

(2) 「スーパーグローバル大学創成支援事業」の採択大学を対象とする国費外国人留学生の場合

(3) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

3 入学志願に関する事項は、入学の出願等に関する規程に定める。

(入学者の選考)

第23条 入学志願者は、別に定める方法により選考し、教授会の議を経て、学部長が合格者を決定する。

2 学部長は、前項の合格者に合格の通知を行う。

3 入学志願者の選考に関し必要な事項は、毎年度の立命館大学入学試験要項に定める。

(入学手続および入学許可)

第24条 前条第2項の合格の通知を受けた者は、入学の出願等に関する規程に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学の資格)

第25条 本大学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

(1) 短期大学（外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む。）を卒業した者

(2) 高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上であるものに限る。）を修了した者

(転入学の資格)

第26条 本大学に転入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有

する者でなければならない。

(1) 2年次

大学（外国の大学を含む。）に1年以上在学し、30単位以上修得した者

(2) 3年次

大学（外国の大学を含む。）に2年以上在学し、60単位以上修得した者

（学士入学の資格）

第27条 本大学に学士入学することのできる者は、学士の学位を有する者でなければならない。

2 本大学の卒業生が卒業学部の他学科等へ入学を志願するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを許可することがある。

（再入学の資格）

第28条 本大学に再入学することのできる者は、本大学を退学または除籍となった者で、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して2年以内のものとする。ただし、第18条に規定する在学年限を超えて除籍となった者および第57条第1項により退学処分となった者は、再入学することはできない。

（編入学、転入学、学士入学、再入学の在学年数）

第29条 編入学、転入学、学士入学および再入学を許可された者の入学年次および在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

（編入学等の出願、入学者選考、入学手続および入学許可）

第30条 編入学、転入学、学士入学および再入学の場合には、第20条および第22条から第24条までの規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、再入学の検定料は徴収しない。

第3節 教育課程および履修方法等

（教育課程の編成方針）

第31条 本大学は、学部および学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成にあたっては、各学部および学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。

（資格課程）

第31条の2 教育職員免許状を得るための資格、学芸員、図書館司書または学校図書館司書教諭他の資格を得ようとする者のために、特に指定する資格課程を置く。

(授業科目)

第32条 授業科目は、各学部則に定める科目区分に分類して配置する。

2 授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目に分け、各年次に担当して編成する。

(授業科目の担当者の決定)

第32条の2 授業科目の担当者は、科目適合性を配慮し、教授会の議を経て学部長が決定する。

(授業の方法)

第33条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。

2 教授会が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えてはならない。

4 教授会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所（外国を含む）で行うことができる。

(単位計算方法)

第34条 各授業科目の単位数は、1単位あたり45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義および演習については、教授会の定めるところにより毎週1時間から2時間までの範囲で、15週の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、教授会の定めるところにより毎週2時間から3時間までの範囲で、15週の授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して、教授会の定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、当該教授会が単位数を定めることができる。

(各授業科目の授業期間)

第35条 各授業科目の授業は、学期毎に15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教授会が必要と認めた場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うこと

ができる。

(成績)

第35条の2 授業科目の成績評価は、A+、A、B、C、PまたはFで行い、A+、A、B、CおよびPを合格、Fを不合格とする。

2 前項の成績評価は、A+は100点法では90点以上、Aは同80点台、Bは同70点台、Cは同60点台およびFは同60点未満とし、Pは特定科目における合格とする。

3 前2項は、他学部の授業科目を履修した場合および入学する前に本大学の科目等履修生制度により授業科目を修得した単位を認定する場合についても適用する。

4 第1項および第3項にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、N(認定)とする。

(単位の授与)

第36条 授業科目を履修し、授業科目毎に実施する試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 授与または認定した単位の取消しは、行わない。ただし、教学委員会の議を経て教授会で承認した場合は、この限りでない。

(登録上限単位数)

第36条の2 学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部則で定める。

(自由科目)

第36条の3 自由科目の単位数は、卒業に必要な単位数に算入しない。

(他学部の授業科目の履修等)

第36条の4 教授会が教育上有益と認めるときは、学生に本大学の他学部の授業科目を履修させることができる。

(他大学等における授業科目の履修等)

第37条 教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議にもとづき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えない範囲で本大学における卒業に必要な単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、学生が、外国の大学または短期大学に留学する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第38条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の

専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第39条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学または短期大学（いずれも外国の大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生制度により修得した単位を含む。）を、本大学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学、学士入学および再入学の場合を除き、30単位を上限とし、第37条第1項および第2項ならびに前条第1項の規定により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(単位認定等の権限)

第40条 第36条および第36条の4から第39条にもとづく単位授与または単位認定は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(編入学、転入学および学士入学の単位認定)

第41条 編入学者、転入学者または学士入学者にあつては、第39条の規定により、入学以前の大学等において修得した単位のうち、2年次入学者にあつては30単位、3年次入学者にあつては62単位を超えない範囲で、本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。ただし、理工学部および情報理工学部の2年次入学者にあつては34単位、3年次入学者にあつては70単位、理工学部の外国の大学との特別プログラムにおいて大学教育の学部2年次課程を修了し3年次に転入学した者にあつては92単位を上限とすることができる。

- 2 教授会が認めたときは、編入学、転入学または学士入学以前の大学等において修得した教職および教科に関する科目、学芸員に関する科目ならびに社会福祉士指定科目の単位を本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。この場合、卒業に必要な単位として算入されない科目については前項に規定する上限を超えて単位を認定することができる。

(転籍の単位認定)

第42条 転籍者にあつては、前条の規定を準用する。ただし、同一の学部内の転籍者については、前条第1項に規定する上限を超えて単位を与えることができる。

第43条 削除

第44条 削除

(学部則)

第45条 この節に定めるものの他、授業科目の種類および単位数、履修方法、卒業に必要な単位数ならびに単位認定等については、各学部則に定める。

第4節 休学、復学、転学、転籍、留学、国内交流派遣、退学および除籍

(休学)

第46条 病気その他やむを得ない理由により継続して2か月以上就学することができない者は、休学を願い出ることができる。

- 2 休学を願い出た者に対して、学長が休学を許可することがある。
- 3 学長は、病気のため就学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。
- 4 休学期間は、継続して2年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長して許可することがある。
- 5 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 6 前項にかかわらず、第1項の願い出の理由が、学長が決定した緊急災害による場合は、休学期間は前項の通算3年に含めない。
- 7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第47条 休学している者が復学を願い出たときは、学長が復学を許可することがある。

(他大学への転学)

第48条 本大学の学生が他の大学に転学を志願する場合は、学長がこれを許可することがある。

(転籍)

第49条 本大学の学生で、第5条に定める他の学部、学科または専攻等に転籍を志願する者については、選考のうえ、転籍元の教授会および転籍先の教授会の議を経て、2年次または3年次の学年始めの転籍を学長が許可することがある。

- 2 転籍は、年次を下げこれを許可しない。

3 前項にかかわらず、理工学部、情報理工学部、薬学部および生命科学部の3年次へ転籍を志願する者については、単位修得状況により2年次への転籍を許可することがある。

(留学)

第50条 留学とは、外国の大学、短期大学およびそれらに相当する高等教育機関で、協定または合意にもとづき、1学期相当以上にわたり正規の授業科目を履修することをいう。

2 留学を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、学長が留学を許可することがある。

3 留学期間は、在学期間に算入する。

(国内交流派遣)

第51条 国内交流派遣とは、国内の大学および短期大学との協定にもとづき、1学期相当以上にわたり当該大学等の正規の授業科目を履修するために派遣することをいう。

2 国内交流派遣を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学部長が国内交流派遣を許可することがある。

3 国内交流派遣期間は、在学期間に算入する。

(退学)

第52条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料、在籍料または特別在学料を納めない者
- (2) 第18条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第46条第5項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者
- (5) 薬学部薬学科に在学する者で、同一年次において、再度進級条件を満たさなかったもの
- (6) 死亡した者

(手続き)

第53条の2 この節に定めるものの他、休学、復学、転籍、留学、国内交流派遣、退学および除籍に関する手続きは、立命館大学学籍に関する規程に定める。

第5節 卒業および学位

(卒業の認定)

第54条 第17条に規定する修業年限以上在学し、学部則に定める卒業に必要な単位を修得

した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。

- 2 薬学部薬学科を除き本大学に3年以上在学したものが、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと教授会が認める場合には、前項の規定にかかわらず、学長が卒業を認定することができる。

(学位)

第55条 学位および学位の授与に関する事項については、立命館大学学位規程による。

第6節 賞罰

(表彰)

第56条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第57条 本大学の規定に違反し、学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。
- 3 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒に関する事項は、立命館大学学生懲戒規程に定める。

第7節 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生および外国人留学生

(科目等履修生)

第58条 本大学の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生に関する事項は、立命館大学科目等履修生規程に定める。

(聴講生)

第59条 本大学の授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が聴講生として許可することがある。

- 2 聴講生に関する事項は、立命館大学聴講生規程に定める。

(特別聴講学生)

第60条 他の大学または短期大学（外国の大学等を含む。）との協定等にもとづき、本大学の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が特別聴講学生として許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関する事項は、立命館大学特別聴講学生規程に定める。

(外国人留学生)

第61条 大学教育を受ける目的をもって入国し、本大学に入学した外国人で正規課程に在籍するものを外国人留学生とする。

第8節 授業料等納付金および手数料

第62条 削除

(入学検定料)

第62条の2 入学検定料は、納付金等別表1のとおりとする。

(入学金)

第62条の3 入学する者は、納付金等別表2に定める入学金を納めなければならない。

(授業料)

第62条の4 学生は、在籍する学部、学科および専攻ならびに年次に応じて、前期授業料および後期授業料を学期毎に納めなければならない。ただし、9月に入学した者の授業料は、前期授業料を第15条第2項に定める後期学期の授業料とし、後期授業料を同前期学期の授業料とする。

2 前項の授業料は、納付金等別表3—1—1および、納付金等別表3—1—2のとおりとする。

3 前項にかかわらず、在学期間が修業年限を超える者において当該学期に成績評価する授業科目の受講登録単位数および第37条第2項にもとづき卒業に必要な単位として認定する単位数の合計が8単位以下である学期の授業料は、納付金等別表3—1—1および、納付金等別表3—1—2に定める授業料の2分の1とする。

4 前2項にかかわらず、第19条の規定により長期にわたる教育課程の履修を許可された者（以下「長期履修生」という。）の授業料は、納付金等別表3—2に定める1単位あたりの授業料に当該学期の受講登録単位数を乗じた額とする。

(実習費)

第62条の5 特定の科目または課程を履修する者は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める実習費を納めなければならない。

(在籍料)

第62条の6 休学中の者は、当該期間中（休学を開始した学期を含む。）は、授業料に代えて納付金等別表4—1に定める在籍料を学期毎に納めなければならない。

(特別在学料)

第62条の7 他大学との協定にもとづく学位取得プログラムにおいて本大学から当該他大

学に留学している者であって、当該他大学に対する学費の納付を要するものは、当該期間中は、授業料に代えて納付金等別表 4—2 に定める特別在学料を学期毎に納めなければならない。ただし、同プログラムにより本大学に入学または転入学した者については、この限りでない。

第63条 削除

(科目等履修料等)

第64条 科目等履修生に志願する者は、科目等履修生選考料を所定の期日までに納めなければならない。

2 科目等履修生に許可された者は、科目等履修生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

3 前2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、科目等履修生選考料および科目等履修生登録料を徴収しない。

(1) 本大学の大学院生が履修する場合（第31条の2に定める教育職員免許状を得るための資格課程の授業科目であって、所属する研究科において設置していない資格課程の授業科目を履修する場合を除く。）

(2) Study in Kyoto Programを履修する場合

(3) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

4 科目等履修生は、納付金等別表 5—1 に定める科目等履修料を所定の期日までに納めなければならない。

5 前項にかかわらず、第3項第1号または同第3号に該当する場合は、科目等履修料を徴収しない。

(聴講料等)

第64条の2 聴講生に志望する者は、聴講生選考料を所定の期日までに納めなければならない。

2 聴講生は、納付金等別表 5—2 に定める聴講料を所定の期日までに納めなければならない。

3 前2項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、聴講生選考料および聴講料を徴収しない。

(手数料の金額等)

第64条の3 科目等履修生選考料、科目等履修生登録料および聴講生選考料の金額および納付に関する事項は、立命館大学手数料規程に定める。

(特別履修料)

第64条の4 特別聴講学生は、納付金等別表5—3に定める特別履修料を所定の期日までに納めなければならない。

2 前項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、特別履修料を徴収しない。

第65条 削除

(納付金等の減免)

第65条の2 第22条、第62条の3、第62条の4、第62条の6および第62条の7にかかわらず、入学検定料、入学金、授業料、在籍料および特別在学料の一部または全額を免除することがある。

2 前項については、非常災害時による修学困難者に対する立命館大学学費減免規程、立命館大学外国人留学生授業料減免規程および立命館大学災害救助法適用地域の受験生に対する入学検定料免除規程に定める。

(納付金等の納付)

第66条 入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料および特別履修料の納付に関する事項は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める。

第67条 削除

(納付金等の返還)

第68条 既に納めた入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料および特別履修料は、返還しない。

2 前項にかかわらず、次の期日までに入学辞退を願い出た場合は、既に納めた授業料に限り返還する。

(1) 4月入学予定者 入学予定の前年度3月31日まで

(2) 9月入学予定者 入学予定の当年度9月25日まで

3 第1項にかかわらず、9月25日までに退学または除籍となった場合は、当年度の後期学期以降の授業料に相当する既納額を、3月31日までに退学または除籍となった場合は、次年度の前期学期以降の授業料に相当する既納額を返還する。

4 第1項にかかわらず、長期履修生、科目等履修生または聴講生が前期学期に後期学期分を含む授業料、科目等履修料または聴講料を納め、後期学期の受講登録において後期学期の受講科目を取り消した場合は、取り消した科目数に相当する既納額を返還する。

第68条の2 削除

第9節 奨学制度および学費貸与制度

(奨学制度)

第69条 本大学に、奨学制度および学費貸与制度を設ける。

2 奨学制度および学費貸与制度に関する事項は、各規程に定める。

第3章 公開講座

(公開講座)

第70条 本大学の教育研究を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設する。

第4章 国際寮

(国際寮)

第70条の2 本大学に、国際寮を置く。

2 国際寮に関する事項は、各施設の規程に定める。

第5章 改廃および細則

(変更)

第71条 この学則の変更は、教授会、大学協議会および常任理事会の議を経て、理事会が決定する。ただし、一部の学部または研究科のみに関する変更については、他の学部および研究科の教授会の議を経ることを要しない。

(細則)

第72条 この学則の施行に関する細則その他必要な事項は、別にこれを定める。

附 則 (2016年1月22日 立命館大学の収容定員の変更、経済学部国際経済学科の募集停止および情報理工学部の学科再編に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 経済学部国際経済学科、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科は、2017年3月31日をもって学生募集を停止する。
- 3 変更後の第4条にかかわらず、経済学部国際経済学科、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科は、2017年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続する。
- 4 第2項にかかわらず、経済学部国際経済学科、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科は、2017年3月31日に当

該学科に在学する者の属する年次に、2017年4月1日以降に編入学、転入学、再入学または転籍する者を受け入れることができる。

- 5 変更後の第5条にかかわらず、2017年度から2019年度の経済学部、経営学部、文学部、理工学部、国際関係学部、政策科学部、情報理工学部、映像学部、生命科学部およびスポーツ健康科学部の収容定員ならびに全学部の収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2017年度	2018年度	2019年度
経済学部	経済学科	2,400	2,660	2,920
	国際経済学科	600	400	200
	計	3,000	3,060	3,120
経営学部	経営学科	2,505	2,570	2,635
	国際経営学科	600	600	600
	計	3,105	3,170	3,235
文学部	人文学科	4,095	3,970	3,845
理工学部	電気電子工学科	604	616	628
	機械工学科	673	686	699
	都市システム工学科	347	354	361
	環境システム工学科	286	292	298
	ロボティクス学科	351	358	365
	数理科学科	367	374	381
	物理科学科	328	336	342
	電子情報工学科	400	408	416
	建築都市デザイン学科	321	330	351
	計	3,677	3,754	3,841
国際関係学部	国際関係学科	1,250	1,280	1,310
政策科学部	政策科学科	1,490	1,540	1,590
情報理工学部	情報理工学科	515	1,030	1,505
	情報システム学科	340	220	110
	情報コミュニケーション学科	340	220	110
	メディア情報学科	340	220	110

	知能情報学科	340	220	110
	計	1,875	1,910	1,945
映像学部	映像学科	610	620	630
生命科学部	応用化学科	351	382	413
	生物工学科	326	332	338
	生命情報学科	244	248	252
	生命医科学科	244	248	252
	計	1,165	1,210	1,255
スポーツ健康 科学部	スポーツ健康科学科	895	910	925
収容定員の合計		29,262	29,864	30,416

附 則 (2017年1月27日 立命館大学外国人留学生学費減免規程の名称変更および
経済学部経済学科の授業料の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第62条の4納付金等別表3-1-1および納付金等別表3-2は、2017年4月1日以降の入学者から適用し、2017年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

納付金等別表 1 (入学検定料)

(第62条の2 関連)

(単位：円)

区分	金額	
以下の入学試験方式以外の入学試験	35,000	
同一日に実施する同一入学試験で、複数の学科、学域または専攻に併願する入学試験	45,000	
大学入試センター試験方式	18,000	
二段階選考を行う特別入 学試験	1次選考	15,000
	2次選考	20,000
AO英語基準入学試験	5,000	
推薦英語基準入学試験		

納付金等別表 2 (入学金)

(第62条の3 関連)

(単位：円)

区分	金額
入学、編入学、転入学、学士入学	300,000
再入学	10,000

納付金等別表 3-1-1 (授業料)

(第62条の4 関連)

(単位：円)

学部	学科および専攻	費目	1年次	2年次	3年次	4年次 (注1)
法学部	法学科	前期授業料	319,200	479,200	479,200	479,200
		後期授業料	479,200	479,200	479,200	479,200
経済学部	経済学科	前期授業料	336,100	496,100	496,100	496,100
		後期授業料	496,100	496,100	496,100	496,100
経営学部	経営学科	前期授業料	319,200	479,200	479,200	479,200
		後期授業料	479,200	479,200	479,200	479,200
	国際経営学科	前期授業料	381,300	541,300	541,300	541,300
		後期授業料	541,300	541,300	541,300	541,300
産業社会学部	現代社会学科現代社会専攻、メディア社会専攻、スポーツ社会専攻、人間福祉専攻	前期授業料	405,700	565,700	565,700	565,700
		後期授業料	565,700	565,700	565,700	565,700
	現代社会学科子ども社会専攻	前期授業料	439,300	599,300	599,300	599,300
		後期授業料	599,300	599,300	599,300	599,300
文	人文学科地域研究	前期授業料	402,100	562,100	562,100	562,100

学部	学域	後期授業料	562,100	562,100	562,100	562,100
	人文学科人間研究	前期授業料	391,500	562,100	562,100	562,100
	学域教育人間学専攻、日本史研究学域考古学・文化遺産専攻	後期授業料	551,500	562,100	562,100	562,100
	人文学科人間研究	前期授業料	391,500	551,500	551,500	551,500
	学域哲学・倫理学専攻、日本文学研究学域、日本史研究学域日本史学専攻、東アジア研究学域、国際文化学域、コミュニケーション学域	後期授業料	551,500	551,500	551,500	551,500
	理工学部	数理学科	前期授業料	584,300	744,300	744,300
後期授業料			744,300	744,300	744,300	744,300
物理科学科、電気電子工学科、電子情報工学科、機械工学科、ロボティクス学科、都市システム工学科、環境システム工学科および建築都市デザイン学科		前期授業料	612,300	772,300	772,300	772,300
		後期授業料	772,300	772,300	772,300	772,300
国際関係学	国際関係学科	前期授業料	463,200	623,200	623,200	623,200
		後期授業料	623,200	623,200	623,200	623,200

部						
政策科学部	政策科学科	前期授業料	414,900	574,900	574,900	574,900
		後期授業料	574,900	574,900	574,900	574,900
情報理工学部	情報理工学科	前期授業料	612,300	772,300	772,300	772,300
		後期授業料	772,300	772,300	772,300	772,300
映像学部	映像学科	前期授業料	755,200	915,200	915,200	915,200
		後期授業料	915,200	915,200	915,200	915,200
生命科学部	応用化学科、生物工学科、生命情報科学科、生命医科学科	前期授業料	627,500	787,500	787,500	787,500
		後期授業料	787,500	787,500	787,500	787,500
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	前期授業料	439,300	599,300	599,300	599,300
		後期授業料	599,300	599,300	599,300	599,300
薬	創薬科学科	前期授業料	730,300	890,300	890,300	890,300

学部		後期授業料	890,300	890,300	890,300	890,300
総合心理学部	総合心理学科	前期授業料	433,200	593,200	593,200	593,200
		後期授業料	593,200	593,200	593,200	593,200

注1 5年次以降は、4年次の金額と同額とする。

納付金等別表3-1-2 (6年制の授業料)

(第62条の4 関連)

(単位：円)

学部	学科	費目	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次 (注1)
薬学部	薬学科	前期授業料	943,800	1,153,800	1,153,800	1,153,800	1,153,800	1,153,800
		後期授業料	1,153,800	1,153,800	1,153,800	1,153,800	1,153,800	1,153,800

注1 7年次以降は、6年次の金額と同額とする。

納付金等別表3-2 (長期履修生の1単位あたりの授業料)

(第62条の4 関連)

(単位：円)

学部	学科等	金額
法学部	法学科	29,600
経済学部	経済学科	30,700
経営学部	経営学科	29,600
	国際経営学科	33,600
産業社会学部	現代社会学科現代社会専攻、メディア社会専攻、スポーツ社会専攻、人間福祉専攻	35,200
	現代社会学科子ども社会専攻	37,400

文学部	人文学科地域研究学域	35,000
	人文学科人間研究学域教育人間学専攻、日本史研究学域考古学・文化遺産専攻	34,800
	人文学科人間研究学域哲学・倫理学専攻、日本文学研究学域、日本史研究学域日本史学専攻、東アジア研究学域、国際文化学域、コミュニケーション学域	34,300

納付金等別表 4-1 (在籍料)

(第62条の6 関連)

(単位：円)

学部および学科等	金額
全学部	5,000 (学期につき)

納付金等別表 4-2 (特別在学料)

(第62条の7 関連)

(単位：円)

学部および学科等	金額
全学部	5,000 (学期につき)

納付金等別表 5-1 (科目等履修料)

(第64条 関連)

(単位：円)

区分	金額
法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際関係学部、政策科学部、文学部、スポーツ健康科学部および総合心理学部の科目	21,400 (1単位につき)
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目	31,500 (1単位につき)
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目以外の科目	21,400 (1単位につき)
佛教大学との教育交流協定により中学校・高等学校教諭免許状(理科)取得のためのプログラムとして	プログラム初年度～2年度 247,300 (年額)

指定した授業科目（履修科目一括）	プログラム3年度 245,200（年額）
佛教大学との教育交流協定により中学校・高等学校 教諭免許状（保健体育）取得のためのプログラムと して指定した授業科目（履修科目一括）	プログラム初年度～3年度 185,200 （年額）
Study in Kyoto Program	372,400（学期につき）

納付金等別表 5—2（聴講料）

（第64条の2 関連）

（単位：円）

区分	金額
法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際 関係学部、政策科学部、文学部、スポーツ健康科学 部および総合心理学部の科目	12,700（1単位につき）
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学 部の専門科目	18,800（1単位につき）
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学 部の専門科目以外の科目	12,700（1単位につき）

納付金等別表 5—3（特別履修料）

（第64条の4 関連）

（単位：円）

学部および学科等	金額
全学部	372,400（学期につき）